人権に対するタケダのコミットメント

2025年

タケダは、世界中の人々の健康と輝かしい未来に貢献するために存在しています。タケダのエグゼクティブチームが支持する「人権へのコミットメント」は、当社の価値観（タケダイズム）を基盤とし、グローバル行動規範において強く認識されているものです。

2021年の導入以来、タケダは人権へのコミットメントを定期的に見直しています。最新バージョンでは、当社の人権優先分野を更新し、プログラムのガバナンスを説明し、事業活動およびバリューチェーン全体における人権尊重への取り組みを詳細に説明します。

包括的なコミットメント

タケダは、国連グローバル・コンパクトの署名企業として、その事業のあらゆる側面、バリューチェーン全体、および事業を展開する地域社会において、国際的に認められた人権を尊重することにコミットしています。このコミットメントは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）」および経済協力開発機構（OECD）の「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」に準拠し、国際的に認められているあらゆる人権を対象としています。[1]当社はこのコミットメントを実現するために、継続的なプロセスの改善に取り組んでいます。

ガバナンスとポリシーの枠組み

タケダのグローバル・リスク・エシックス＆コンプライアンス・コミッティーは、タケダの人権へのコミットメントについて責任を負います。また、倫理・コンプライアンス機能部門に設置された専任の人権チームは、タケダの人権へのコミットメントを実践するために、機能別専門家と緊密に連携し、事業活動の優先分野において人権デューデリジェンスを組み込む責任を負っています。

当社の人権へのコミットメントはタケダのグローバル行動規範に組み込まれています。この行動規範は、当社が何を重視し、どのように行動するかを明確に定め、すべての従業員に適用されています。当社はまた、サプライヤー行動規範に記載されているとおり、当社が関与するすべてのサードパーティにも、上記と同じ期待事項に同意するよう求めています。また、当社のポリシー、見解、手順の中には人権へのコミットメントを反映しているものがあります。

人権デューデリジェンスの組み込み

当社では、潜在的な人権への影響を継続的に特定、評価、対応するためのデューデリジェンスプロセスを整備しています。これは以下の内容を含みますが、それらに限定されません。

- **当社のバリューチェーン全体における潜在的な人権リスクおよび影響の定期的な評価と優先順位付け**
- **特定された影響に対する適切な措置を講じ**、関連のビジネスプロセスに人権への配慮を組み込むことに焦点を当てる

[1]「国際的に認められた人権」とは、世界人権宣言（UDHR）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR）、そして国際労働機関（ILO）中核労働基準から構成される国際人権章典に含まれる人権を意味します。

- **当社のグローバル第三者リスク管理プログラム**およびビジネスパートナーとの連携による潜在的な人権への影響に対する取り組み
- **ステークホルダーとの連携やその他のパートナーシップの構築**（業界イニシアチブの一環としての取り組み）
- **意識向上と社内能力強化を通じて、当社の事業の優先領域**におけるタケダの人権へのコミットメントの実現を支援
- 当社のサステナビリティ開示の一環として、**人権デューデリジェンスに関する定期的な開示**を実施

詳細については、当社のグローバルコーポレートウェブサイトをご覧ください。

人権に関する優先分野

当社は、グローバル人権影響評価の結果を参考に、優先順位の高い4つの人権を特定しました。

- **健康：**患者やドナー、臨床試験の参加者、地域社会、および当社が関与するその他のグループの健康を促進し、保護する。
- **安全、健全、公正、かつ適切な労働条件：**タケダの業務に従事する従業員およびバリューチェーンに属する労働者の適切な労働条件および労働安全衛生を促進する。
- **差別からの自由：**タケダおよびそのバリューチェーンにおいて公平で差別のないインクルーシブな慣行を促進する。
- **清潔で健康的かつ持続可能な環境：**当社の事業活動、バリューチェーン、および事業を展開する地域社会において、環境の持続可能性を促進する。

こうした優先的な人権を特定することにより、人権尊重への取り組みに焦点を当てることが可能になります。ただし、当社は、事業活動や事業環境の変化により人権リスクが進化する可能性があることを認識しているため、グローバルな人権リスクの進化に対応できるよう、優先的な人権分野に関する知識を定期的に見直し、更新しています。

救済手段へのアクセスと苦情処理手続き

当社は、人権侵害を含む不正行為の可能性について、従業員やサードパーティが懸念を表明できる安全な場の構築と維持に努めています。また、この目的のために、タケダのEthics Lineを含む複数のチャネルへのアクセスを提供しています。

当社は、人権に悪影響を及ぼす可能性のある、あらゆる行動や慣行に対処するため、適時適切な措置を講じます。また、将来同様の影響が発生するのを防ぐため、根本的な原因を分析・評価し、タイムリーな是正対策へのアクセスを提供するように努めています。

追加情報

関連の開示情報については、当社のグローバルサステナビリティ開示ポータルをご覧ください。